

○帯広市北愛国交流広場条例

平成14年6月26日条例第22号

改正

平成17年9月26日条例第21号

平成23年9月22日条例第18号

平成23年9月29日条例第23号

帯広市北愛国交流広場条例

(設置)

第1条 大規模イベント開催等に対応可能な施設として、幅広く産業関連の支援を行うとともに、都市と農村の交流を図り互いの活性化を促進することを目的として交流広場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
帯広市北愛国交流広場	帯広市愛国町10番1

(開場期間及び開場時間)

第3条 交流広場の開場期間は、5月1日から11月30日までとし、開場時間は午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたとき、又は第15条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつてあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(使用許可)

第4条 交流広場を専用使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、交流広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 交流広場及びその備付備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他交流広場の管理運営上適当と認め難いとき。

(行為の制限)

第6条 何人も交流広場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条の許可を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) その他前各号に準ずる行為をすること。

(使用料等)

第7条 第4条の規定により交流広場の使用の許可を受けた者は、使用の許可を受けた時に、別表に掲げる使用料及び電気料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) 公益上又は交流広場の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
 - (2) 第5条各号に該当すると認めるとき。
 - (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (使用の禁止又は制限)

第11条 市長は、交流広場の施設の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は交流広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、交流広場を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて交流広場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(特別施設の設置等)

第12条 交流広場の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状の回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 何人も交流広場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により指定管理者に交流広場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 施設の使用許可等に関する業務
 - (3) その他前2号を遂行するために必要な業務
- 2 前条の規定により指定管理者に交流広場の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 第15条の規定により指定管理者に交流広場の管理を行わせるときは、当該指定管理者に交流広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条の規定による使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年8月10日から施行する。

附 則（平成17年9月26日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第58号で、平成17年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の帯広市北愛国交流広場条例第14条の規定に基づき管理を委託している交流広場については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月22日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、平成24年4月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの(以下「回数券等」という。)に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとすることを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則 (平成23年9月29日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の帯広市北愛国交流広場条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に市長が行った使用許可その他の処分又は市長に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行った使用許可その他の処分又は指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

別表 (第7条関係)

区分	金額		
	午前	午後	全日
	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
展示場	8,250円	8,250円	16,500円
交流場	4,200円	4,200円	8,400円
多目的広場(A)	10,550円	10,550円	21,100円
多目的広場(B)	10,650円	10,650円	21,300円
多目的広場(C)	9,050円	9,050円	18,100円
多目的広場(D)	9,250円	9,250円	18,500円
多目的広場(E)	6,550円	6,550円	13,100円

備考

- 1 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含めるものとする。
- 2 2日以上連続して使用する場合で、午後6時から翌日午前8時までの使用を市長が認めた場合の当該時間の使用に係る使用料は、全日の使用料の額を10で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「1時間使用料」という。)に14を乗じて得た額の10分の1の額とする。
- 3 午前8時前又は午後6時後の使用を市長が認めたときの使用料は、1時間使用料の額に当該

使用時間数を乗じて得た額とする。

- 4 照明設備及び電源設備を使用する場合の使用料は、使用料に規則で定める電気料を加えた額とする。
- 5 使用者が入場料、会費、賛助金その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合（入場料等に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）の使用料は、当該使用料に使用者が徴収する入場料等の額に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - （１） 1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の100
 - （２） 3,000円を超える場合 100分の200